

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人 菅崎市社会福祉協議会

平成27年度 茅崎市社会福祉協議会事業計画

(1) 運営方針

急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い、地域社会の様相は大きく変容し、様々な生活課題が山積する中で、その解決に向けた取り組みが強く求められている。

茅崎市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、新しい社会保障制度に対応した「誰もが安心して、充実した暮らしができる福祉のまちづくり」を推進するとともに、指定管理施設及び介護保険事業の効果的かつ効率的な運営と安定した経営を目指す。

- ◆ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平さの確保を図る。
- ◆ 社会福祉法人改革に基づき、新会計基準による財務諸表の積極的な開示や説明責任を果たす。
- ◆ 事業の展開においては、住民の参加及び住民との協働による実施に努める。
- ◆ 地域福祉活動計画の事業評価を適切に行い、第2次計画の策定に取り組む。
- ◆ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。
- ◆ 事務局体制の強化、充実に努め、職員資質の向上を図る。

(2) 活動目標

- ◆ 高齢者や障がい者、子どもたちにやさしい福祉のまちづくりを進める。
- ◆ 幅広い分野でのボランティア及び市民活動を進める。
- ◆ 地区社会福祉協議会を中心として地域福祉課題への対応を進める。
- ◆ 地域福祉活動推進のための共同募金活動を推進する。
- ◆ 高齢者・障がい者サービスの事業者として市民の福祉向上に努める。
- ◆ 防災、減災への対応を進める。

(3) 地域福祉事業（法人運営事業・委託事業）

地域福祉活動の活性化を図り、高齢者・障がい者等が安心して生活できる地域づくりを支援する。

① 地域福祉活動の推進

- ◇ いきいきホットサロンの開催支援
- ◇ 会員の加入促進及び支部活動の推進
- ◇ 地区社会福祉協議会活動の支援
- ◇ 福祉のこころ醸成事業の推進
- ◇ 資格取得者、学生等の実習支援

② ボランティア活動の活性化

◇ 薩摩川内市ボランティアの会

- ・支部長会議の開催
- ・こぶしボランティア大会の開催
- ・支部活動の推進
- ・各事業へのボランティア協力

◇ ボランティア連絡会の活動支援

- ・情報交換会の開催

◇ ボランティアの育成、啓発

- ・ボランティア体験教室の開催
- ・ボランティア講座の開催
- ・ボランティア活動への参加募集（街頭募金等）
- ・中央公民館事業との連携

◇ 災害ボランティアの普及・育成

- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアセンター運営訓練の実施

◇ 住民の自主的なボランティア活動の支援

- ・食事サービスボランティア
- ・傾聴ボランティア
- ・男性ボランティア
- ・朗読ボランティア

◇ 介護支援ボランティア事業の推進

- ・制度の周知、研修会の開催、事業所との連絡調整

③ 障がい者支援

◇ 障がい児(者)療育事業の開催（母子グループ）

- ・ダンス、料理活動の実施
- ・水墨画教室の開催
- ・野外活動（遠足）の実施（年1回）
- ・事業の周知及び新規参加者の確保

◇ 障がい者運動会（お楽しみ交流会）の開催

◇ ひとりだち料理教室の開催（年2回）

◇ 老人福祉センターにおける居場所づくり

◇ その他障がい者に関する総合相談

④ 高齢者支援

◇ ひとり暮らし老人交流交歓会の開催（年1回）

◇ 高齢者に関する相談支援

- ◇ 老壯大学運営支援
- ◇ 老人クラブの育成
- ◇ 緊急通報体制事業の連絡調整（ふれあいペンダント）
- ◇ 高齢者生活状況確認事業の推進（絵手紙の送付）
- ◇ 地域住民定期訪問事業の連絡調整（民生委員によるヤカルトの配布）
- ◇ 訪問理美容サービス事業の推進
- ◇ 在宅高齢者外出支援事業の推進（タクシー券の交付）
- ◇ 介護用品支給事業の推進
- ◇ ことぶきデイルーム事業の推進（高齢者と児童の交流）
 - ・事業の周知及び新規活動団体の募集
- ◇ いきいき山梨ねんりんピック参加事業の支援

⑤ 広報活動

- ◇ 社協だより＆ボランティアだよりの発行（年間4回）
- ◇ ホームページによる情報発信（H25開設）
- ◇ 市広報の活用、イベントチラシ等の作成配布
- ◇ 報道関係者への周知

⑥ 日常生活自立支援事業

- ◇ 契約者に対する生活支援
- ◇ 高齢者・障がい者からの虐待や権利侵害に関する相談支援
- ◇ 事業に関する広報活動
- ◇ 県社協との事業連携強化

⑦ 生活福祉資金の活用事業

- ◇ 生活福祉資金の貸付に関する相談支援
- ◇ 生活福祉資金に関する広報活動

⑧ 共同募金に関する事業

- ◇ 共同募金会韮崎市支会の事務局対応
- ◇ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金活動
- ◇ 共同募金の配分に関する事務手続き及び施設整備等の対応
- ◇ 歳末助け合い物品の贈呈
- ◇ 火災見舞金の給付
- ◇ 赤い羽根共同募金に関する広報活動（使途状況等）

⑨ 社会福祉団体の事務受託業務

- ◇ 総会、研修会等の実施に対する支援
- ◇ 会計・経理に関する支援
- ◇ 会員の登録、入会等に関する支援

- ・ 茅崎市身体障害者福祉会
- ・ 茅崎市遺族会
- ・ 茅崎市ボランティアの会
- ・ 茅崎市老人クラブ連合会
- ・ 茅崎市老壯大学
- ・ 茅崎市赤十字奉仕団（研修関係）

⑩ 新規事業に係る調査研究業務

- ◇ 市民後見及び法人後見制度の対応準備
 - ・ 研修会及び学習会への参加
 - ・ 行政との情報交換及び先進社協の視察
 - ・ 担当職員の育成
- ◇ 介護保険制度の改正に伴う対応準備
 - ・ 新介護予防事業（日常生活支援総合事業）の受託検討
 - ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成
- ◇ 生活困窮者自立支援制度の対応準備
 - ・ 後年度における事業受託の検討
 - ・ 行政との意見交換及び連絡調整

（4）老人福祉センター管理運営事業

茅崎市との指定管理者協定の最終年度として、業務の総括を行うとともに引き続きより多くの高齢者並びに障がい者に楽しんで利用していただける施設の管理運営に努め、介護予防等の拠点として関係機関と更なる連携を図る。

① 老人福祉センターの管理運営

- ◇ 施設の衛生管理、安全管理の徹底
- ◇ 省エネによる経費の節減
- ◇ 利用者の増加につながるサービスの提供
 - ・ 回数券の発行による割引サービス
 - ・ 広報活動による新たな利用者の確保
 - ・ 陶芸、舞踊、カラオケ等のクラブ活動の支援と発表の場の提供
 - ・ 敬老の日月間無料サービスの実施
 - ・ 地域の福祉活動事業への施設及び備品の貸出
 - ・ 要配慮者の避難所としての機能充実
 - ・ 計画的な施設の修繕及び備品等の整備

② 福祉バス「こぶし号」の管理運営

- ◇ 安全運転及び事故防止の徹底
- ◇ 定期的な車両の点検及び整備の実施

(5) 在宅老人デイサービスセンター管理運営事業

「こぶし荘」「なごみの郷」の両デイサービスセンターにおいて、韮崎市との指定管理者協定の最終年度としてこれまでの評価検証を行い、今後の方針性を検討するとともに利用者のニーズに沿ったきめ細かなサービスの提供と適正な施設の管理運営に努める。

また、老朽化しつつある大草デイサービスセンターについては、リハビリ機能や高齢者の拠点スペースを併設した新たな施設としての改築計画を引き続き韮崎市に提案していく。

- ◇ 施設の衛生管理及び安全管理の徹底
- ◇ 利用者の増加対策の実施
 - ・個々のニーズに合った対応
 - ・アンケートの実施、意見箱の設置等による要望等の把握
 - ・心身機能の維持向上に関するレクリエーション及び機能訓練の実施
 - ・安定した稼働率の確保
- ◇ 地域包括支援センター等との連携強化
- ◇ ボランティアの積極的な受け入れ
- ◇ 要配慮者の避難所としての機能充実
- ◇ 資格取得者、学生等の実習受け入れ

(6) 介護保険事業

超高齢化社会に対応すべく、常に地域住民や利用者のニーズに耳を傾け、公正・適切なサービス提供を行うと共に、利用しやすい環境や職員の育成を図る。

- ◇ 個別のニーズに基づいたサービスの提供
- ◇ 内部及び外部研修等の充実による職員資質の向上
- ◇ 特色を生かし地域に根ざした施設の運営

① 居宅介護支援事業

行政、介護施設、その他保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、利用者及びその家族が明るく安心して生活できる支援活動の推進を図るとともに利用者及びその家族が希望する事項の具体化に努める。

- ◇ 地域包括支援センターとの連携強化
- ◇ ケアマネージャー相互の情報交換、研修会等の開催
- ◇ 地域ケア会議等への積極的な参加

② 通所介護事業

デイサービスセンターでは日々の生活に変化と季節感を持たせ、潤いのある生活の場とするために各種行事を実施する。行事の企画に当たっては、利用者の主体的、積

極的な参加に配慮とともに、リハビリテーションの実施も含め、心身の機能回復にも役立つように努める。

また、「こぶし荘」の温泉及び「なごみの郷」の芝生庭園など、利用者に対して特色を生かした運営を心掛ける。

◇ 通年行事

- ・月間行事 ————— 誕生日会(毎月)
- ・週間行事 ————— ビデオ鑑賞、カラオケ大会

◇ 季節的行事

4月	お花見	7月	七夕祭り
8月	夏祭り	9月	敬老会
10月	運動会・紅葉見学	11月	焼き芋会
12月	クリスマス会	1月	かるた大会
2月	節分	3月	ひな祭り

③ 訪問介護事業

訪問介護事業においては、要介護者等が自宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助、身体介護等のサービスを提供し、適切かつ効率的な運営に努める。

- ◇ ヘルパーミーティングの開催（月1回）
- ◇ 訪問介護計画に係るケース会議の開催

④ 介護予防サービス事業

要支援状態にある利用者が、もてる能力を充分活用し、できないところは支援を受けながら現在の状態が維持向上できるように、個々の計画に沿って訪問介護及び通所介護などのサービスを提供する。

(7) 障がい福祉サービス事業

身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者等が地域で自立した生活ができるように、行政と協力しながら総合支援法に基づくサービスを提供する。

- ◇ 居宅介護支援事業（家事援助、身体介護）
- ◇ 地域生活支援事業（生活サポート、移動支援）
- ◇ 基準該当デイサービスの実施